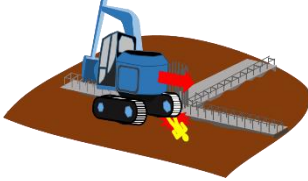


令和 6年 1月 18日

死亡災害等速報

長野労働局

災害発生月	令和5年 12 月
事業の種類	建設業
災害の概要 (注1)	 <p>工場新築工事において、被災者は基礎部分の清掃作業をしていたところ、後退してきた車両系建設機械(以下「重機」という)に轢かれ、クローラの下敷きになった。</p>
災害防止のためのポイント (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 重機の作業計画を作成すること。また作成した作業計画について、関係労働者に周知すること。 ◎ 工事計画段階や日々の作業開始時にできる限り重機作業と重機以外の作業が輻輳しないような工程となるよう検討すること ◎ 重機を用いて作業を行うときは、運転中の建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所にバリケード、立入禁止用トラロープ等により立入禁止区域を定め、作業者の立ち入りを禁止すること。なお、同措置を講じることが困難な場合は、誘導者を配置し、誘導者に重機を誘導させること。 ◎ 運転者は周辺の安全を十分に確認した上で運転すること。 ◎ 各作業者の安全能力を高めるため、必要な安全教育を実施し、毎日の朝礼時や非定常作業発生時に高リスク作業における安全手順の確認又は危険予知等を行わせること。 <p>【関係指針・ガイドライン・通達等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車両系建設機械等による労働災害防止対策 車両系建設機械等による労働災害防止対策 長野労働局 (mhlw.go.jp) ○車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト (別紙参照) <p>重機は、建設業を中心に欠かすことができない便利な機械である一方、ひとたび労働災害が発生すると、死亡災害などの重篤災害に直結します。建設業における死亡災害のうち1割以上が重機によるものです。絶対安全は存在しないことから、普段からリスクを認識し、基本動作を徹底するようお願いします。</p>

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		<input checked="" type="checkbox"/>
1	車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する 作業計画 を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？ また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る 作業計画 を定めていますか？	<input type="checkbox"/>
2	車両系建設機械を 主たる用途以外 に使用していませんか？ 注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。	<input type="checkbox"/>
3	車両系建設機械の運転 は、 有資格者 が行っていますか？ （例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者	<input type="checkbox"/>
4	クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、 移動式クレーン運転 に係る 有資格者 が行っていますか？ また、 玉掛け業務 は 有資格者 が行っていますか？ （例）◆ 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ◆ つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者	<input type="checkbox"/>
5	運転中の 車両系建設機械への接触 、 つり荷の落下 により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所への 立入りを禁止 していますか？ やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）	<input type="checkbox"/>
6	車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？ （例）運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識やガードレールの設置を含む）	<input type="checkbox"/>
7	路肩等であって転倒や転落による危険が生じるおそれのある場所では、 転倒時保護構造 の車両系建設機械とし、 シートベルト使用 を徹底していますか？（買替時等には必要な重機は転倒時保護構造とするよう努めましょう！）	<input type="checkbox"/>
8	関係労働者に対して、車両系建設機械に関する 安全教育 を行っていますか？	<input type="checkbox"/>

“安心して働ける信州のために”

 長野労働局 ・ 労働基準監督署

